手続き名	国民健康保険　葬祭費の支給申請

Ｑ：本手続きの概要を教えてください
Ａ：枚方市の国民健康保険に加入していた方が亡くなられた場合、葬儀を行った人（葬祭執行者）に、葬祭費として 50,000 円を支給する制度です。

Ｑ：葬祭執行者とは、喪主のことですか？
Ａ：添付する葬儀を行ったことを証明する書類（領収書等）に氏名が記載されている方が葬祭執行者となりますので、喪主と葬儀費用の領収書に氏名が記載されている方が異なる場合、領収書に氏名が記載されている方が葬祭執行者となります。

Ｑ：葬祭執行者（領収書の宛名の者）に代わって代理申請することは可能ですか？
Ａ：申請書の申請者欄には葬祭執行者以外の方を記入していただくことはできません。代筆で記入していただくことは可能ですが、申請書上で申請者になることはできません。

Ｑ：葬祭執行者以外の者の口座に振り込むことは可能ですか？
Ａ：可能です。その場合、申請書の下にある委任状欄を記入してください。

Ｑ：添付資料として、どのような書類が有効ですか？
Ａ：申請者と死亡した方のフルネームが記載されている葬儀費用の領収書です。フルネームが記載されている葬儀費用の領収書が無い場合は、①フルネームの記載がない葬儀費用の領収書、②会葬礼状、③葬儀費用の請求書、④葬儀執行証明書、⑤火葬代の領収書の内から一つを添付してください。ただし、この場合は誓約書を併せて提出してもらうことになります。お持ちでない場合は、裏面に記載の担当までお問い合わせください。

Ｑ：申請期限はいつまでですか？
Ａ：国民健康保険葬祭費の申請期限は、葬祭を行った日の翌日から起算して 2 年間です。
献体をしている等の特別な事情がある場合は、裏面に記載の担当までお問い合わせください。

Ｑ：今回の申請について、振込の時期はいつごろになりますか？
Ａ：振込時期は、１～10 日に担当課が申請書を受け付けた場合は当月末、11 日から末日までに担当課が申請書を受け付けた場合は翌月の末になります。
（土日祝日等の都合で振込日が前後する場合があります）
振込日に支給決定通知書を発送しますのでご確認ください。

Ｑ：葬儀費用の領収書等の書類が一切ない場合、申請は可能ですか？
Ａ：葬儀を行ったことの証明がない場合は、申請はできません。

Ｑ：保険料の精算はどうなりますか？
Ａ：保険料については変更または精算し、翌月中旬頃に更正決定通知書にてお知らせします。
保険料の変更・精算の結果、過払いが生じていれば還付通知書を、不足が生じていれば納付書を同封（または口座振替）いたします。（保険料額決定通知とは別便で送付となる場合があります。）
死亡者の保険料の支払いが特別徴収（年金天引き）の場合は、還付通知書の送付に２か月以上かかることがあります。

Ｑ：高額療養費の支払があった場合はどうなりますか？
Ａ：診療月の３か月後以降に保険年金課から申請書が届きます。案内にそって必要事項を記載のうえ、ご提出ください。なお、既に支給申請をされた高額療養費については、登録の口座に振り込まれる場合があります。

問い合わせ先	枚方市役所　別館２階 保険年金課　給付係 電話：０７２－８４１－１４０３（直通） FAX ：０７２－８４１－３７１６（直通）